

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について（第四報）

1. 新型コロナウイルス感染症の確認状況

(1) 県内

(島根県、松江市「報道発表資料」より 4月20日時点)

市町村	患者数	うち死亡者
松江市	16人	0人

令和2年4月9日、県内初となる新型コロナウイルス感染症患者を確認

(2) 国内及び世界

(厚生労働省「報道発表資料」より 4月20日12時時点)

国等	患者数	うち死亡者
日 本	10,751人	171人
クルーズ船 (ダイヤモンド・プリンセス号)	712人	13人
中華人民共和国	82,747人	4,632人
アメリカ合衆国	759,118人	40,665人
イタリア	178,972人	23,660人
その他の国 (197の国・地域)	1,320,694人	94,936人
合 計	2,352,994人	164,077人

発生都道府県：岩手県を除く46都道府県

2. 国の主な対応状況

(1) 政府対策本部等

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部設置 (1月30日)
- ②新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定 (2月25日)
- ③政府対策本部会議：計29回開催 (4月20日現在)
- ④政府専門家会議：計10回開催 (4月20日現在)

(2) 法改正、緊急事態宣言、基本的対処方針

- ①改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行 (3月14日)
- ②緊急事態宣言の発令 (4月7日)
 - ・対象期間：4月7日～5月6日
 - ・対象地域：東京都、大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県
- ③緊急事態宣言の区域変更 (4月16日)
 - ・対象期間：4月16日～5月6日
 - ・対象地域：全都道府県
 - ・特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県

国の主な対応状況

- ④法に基づく基本的対処方針の決定（3月28日）
- ⑤ 〃 基本的対処方針の変更（4月7日、4月11日、4月16日）

（3）感染拡大防止対策・医療提供体制の整備

- ①国民への情報提供、注意喚起
- ②各種コールセンターの設置、Q&Aの公開、随時更新
- ③指定感染症、検疫感染症の指定（2月1日）
- ④水際対策の強化（検疫強化、日本への上陸拒否、査証制限措置、感染症危険情報発出等）
- ⑤クラスター対策班の設置（2月25日）
- ⑥全国クラスターマップの公表（3月15日）
- ⑦マスク対策
 - メーカー等に増産要請、国民生活安定緊急措置法によるマスク転売規制（3月15日）
 - 国によるマスク配布：布製マスクを介護施設等に緊急配布（2000万枚）、医療機関向けマスクを医療機関に優先配布（各省庁保有250万枚、国購入1500万枚）、布製マスクを学校の児童生徒及び教職員1人1枚配布、布製マスクを1世帯当たり2枚配布等
- ⑧病床確保と人工呼吸器等の整備支援
- ⑨PCR検査体制の強化
 - PCR検査の保険適用（3月6日）、PCR検査設備の民間等への導入支援
- ⑩簡易検査キット、治療薬・ワクチン開発の支援

（4）緊急対応策、緊急経済対策

- ①緊急対応策【第1弾】（2月13日） 予備費103億円を講じ、総額153億円の対応
帰国者等への支援、国内感染対策の強化、水際対策の強化、影響を受ける産業等への緊急対応、国際連携の強化等
- ②緊急対応策【第2弾】（3月10日） 財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円
感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に即応した緊急措置等
- ③緊急経済対策（4月7日） 財政支出39.5兆円程度、事業規模108.2兆円程度
（4月20日変更） 財政支出48.4兆円程度、事業規模117.1兆円程度
感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、強靱な経済構造の構築、今後への備え

（5）学校等への対応について

- ①全国小中学校、高等学校及び特別支援学校の臨時休業の要請（2月28日）
臨時休業の要請期間：3月2日から春休みまで
- ②小学校休業等対応助成金・支援金の申請受付を開始（3月18日）
申請期間：3月18日～6月30日
- ③令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について通知（3月24日）
「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」
「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」
（3月24日作成、4月1日及び4月7日改訂、4月17日変更）

(6) その他

- ①所得税、贈与税及び個人事業者の消費税について、申告（納付）期限を4月16日まで延長（3月6日）
- ②生活不安に対応するための緊急措置（3月18日）
個人向け緊急小口資金等の特例の拡大、公共料金の支払の猶予等、国税・社会保険料の納付の猶予等、地方税の徴収の猶予等
- ③2020東京五輪の開催延期（3月24日）

3. 県の主な対応状況

(1) 県対策本部等

- ①危機管理対策本部の設置（1月30日）
- ②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく島根県対策本部の設置（3月26日）
県対策本部会議：計4回開催（4月19日現在）

(2) 感染拡大防止策・医療提供体制の整備

- ①県民、関係団体等への情報提供、注意喚起
- ②一般相談窓口の設置（健康増進課、県内7保健所）（1月7日～）
- ③帰国者・接触者相談センターの設置（健康増進課、県内7保健所）（2月10日～）
- ④帰国者・接触者外来の設置（県内21箇所）（2月10日～）
- ⑤感染症指定医療機関での治療体制の整備（県内8箇所30床）
- ⑥県内の病床確保数：約200床（上記感染病床30床と一般病床約170床）
- ⑦島根県広域入院調整本部の設置（3月26日）
- ⑧PCR検査体制の整備（2月3日～）

検査件数：697件（4月20日現在）

※内訳：2月～3月 141件、4月1日～8日 48件

4月	検査件数	うち陽性	4月	検査件数	うち陽性
9日	9	1	16日	48	2
10日	47	5	17日	44	0
11日	42	1	18日	22	1
12日	77	1	19日	9	0
13日	78	2	20日	16	0
14日	60	3			
15日	56	0	計	508	16

⑨県備蓄マスクの配布方針

- 吉林省及び寧夏回族自治区 20,000枚
- 保健所、帰国者・接触者外来用 120,000枚
- 窓口、相談業務等に従事する職員用 90,000枚
- 県立学校用 25,000枚
- ※病院及び有床診療所への支援 37,000枚（4月20日現在）
（うち出雲市内の医療機関：島根大学医学部附属病院等に 17,500枚）

(3) 県内企業・事業者への対応、予算措置

- ①中小企業からの相談窓口の設置
- ②社会福祉施設・福祉サービス事業提供者向け相談窓口の開設（2月20日～）
- ③県内経済団体へ従業員の休暇取得に関する対応を要請
- ④県発注工事等における当面の対応について通知（3月2日）
- ⑤中小企業者向けの融資制度「新型コロナウイルス感染症対策資金」の創設（3月9日）
据置期間、融資期間の延長（4月1日）
- ⑥個人事業税について申告期限を4月16日まで延長（3月13日）
- ⑦農林水産業の経営等に関する電話相談窓口の開設（3月13日）
- ⑧農業・漁業者向けの融資制度「新型コロナウイルス感染症対策資金」の創設（3月17日）
- ⑨生活福祉資金の特例貸付などを盛り込んだ令和元年度補正予算の専決処分（3月25日）

《以下、県内感染、緊急事態宣言対象地域拡大を踏まえた対応》

(4) 県内での感染者確認を踏まえた対応

- ①松江保健所が行う行動調査、まん延防止措置等に協力
- ②松江工業高等学校の臨時休業（4月10日～）
- ③松江市内の県立学校の臨時休業（4月14日）
休業期間：4月15日～4月28日（4月17日通知により、終期を5月6日に延長）
- ④県有施設の休館又は使用休止（4月10日～5月6日）
竹島資料室、アクアスなど32施設
※施設により、休館、使用休止の開始日が異なる。
- ⑤帰国者・接触者相談センター等の相談窓口の開設時間の延長（4月10日～）
- ⑥円滑な入院と医療体制確保のため、入院医療を全県で一元的に調整（4月13日～）

(5) 緊急事態宣言の対象地域拡大を踏まえた対応

①緊急事態措置に関する対応

- ・緊急事態措置を講じる区域：県内全域
- ・緊急事態措置の実施期間：令和2年4月16日から5月6日までの21日間
- ・緊急事態措置の内容：
県民に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、
(1)生活の維持に必要な場合を除き、みだりに自宅などから外出をしないこと
(2)特に大型連休期間では、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛することを要請する。

②検査及び医療提供体制の強化

- 検査実施可能件数を、一日当たり90検体（45人分）に強化（4月16日～）
- 軽症者・無症状者の民間宿泊施設の事業者公募（4月20日～4月22日）

③新型コロナウイルス対策チームの強化

- 30人体制から50人体制に順次強化

④県立学校の一斉臨時休業（4月17日通知）

- 休業期間：4月20日～5月6日

4. 市の対応状況

(1) 市対策本部等

【出雲市新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置】(1月30日)

第1回警戒本部会議(1月30日)

- ① 県等関係機関と連携して情報収集
- ② ホームページ等による市民等への情報提供、注意喚起
- ③ 国県からの通知に伴う必要な対応

第2回警戒本部会議(2月21日)

- ① 発生段階別の行動計画について
- ② 市備蓄マスクの供給について

第3回警戒本部会議(2月28日)

- ① 市内の小中学校における対応について
- ② スポーツ・文化イベント等の中止等の判断について(2月28日～3月15日)
- ③ 公共施設のキャンセルへの対応について(2月28日～3月15日)

【出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置】(3月4日)

第1回対策本部会議(3月6日)

- ① 市内小中学校における臨時休業対応について
- ② 発生段階別の行動計画について

第2回対策本部会議(3月13日)

- ① 公共施設の休館について
- ② 庁舎及び公共施設の消毒について
- ③ スポーツ・文化イベント等の中止等の判断期間の延長について(3月31日まで)
- ④ 公共施設のキャンセルへの対応期間の延長について(3月31日まで)

第3回対策本部会議(3月27日)

- ① 令和2年度における市内小中学校の教育活動等について
- ② イベント等の中止、延期、規模縮小に係る判断の目安の見直しについて
- ③ 公共施設のキャンセル対応について

第4回対策本部会議(4月3日)

- ① 緊急時における本部会議の開催について
- ② 公共施設の休館等の取扱いについて

【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に移行】(4月7日)

第5回対策本部会議(4月8日)

- ① 緊急事態宣言について
- ② 市長メッセージについて
- ③ 緊急経済対策への対応について

第6回対策本部会議(4月10日)

- ① 県内感染者の確認について
- ② 市民へのお知らせについて
- ③ 県内発生により着手すべき事項について

第7回対策本部会議(4月16日)

- ① 市立小中学校及び児童クラブの対応について
- ② 市長記者会見について

(2) 国、県等からの情報収集

(3) 市民への情報提供、注意喚起

- ①市ホームページ内に専用ページを開設、随時更新
- ②感染予防等周知ポスターの庁舎への掲示、チラシの窓口への配置、相談先多言語チラシを関係事業所に配付
- ③新聞折り込みチラシ（3月12日）
- ④広報いずもへの「新型コロナウイルス感染症について」の掲載（4月号、5月号）

(4) 市民、中小企業からの相談対応

- ①健康増進課：感染予防、病症に関するもの
- ②商工振興課：商工団体、企業からの経営に関するもの
- ③防災安全課：その他の問い合わせ

(5) 関係団体等への情報提供、注意喚起

- ①教育施設及び児童施設
- ②福祉施設
- ③文化、スポーツ、観光等公共施設等

(6) 庁舎及び公共施設における感染予防対策

- ①本庁、行政センター、上下水道局等
 - ・本庁、行政センター、上下水道局等出入口にアルコール消毒液を設置、感染予防等周知ポスターを掲示
 - ・マスク着用義務化に備えたマスクの自前調達
- ②総合医療センター
 - ・出入口に感染防止についてポスター掲示による周知
 - ・出入口にアルコール消毒液を設置
 - ・4月1日から原則面会禁止（病状説明等で来院をお願いした場合のみ許可）
 - ・業者に対してはアポイントを取っている方以外は院内への立ち入り禁止
 - ・事務室内への業者入室お断り
 - ・講座、研修会の中止、不要不急の会議中止（書面報告等による対応）
 - ・職員についても標準予防策を実施（マスク着用、手指衛生）。併せて日々健康観察結果を報告。
- ③消防本部
 - ・新型コロナウイルス感染が疑われる救急患者の搬送について職員に周知
- ④教育施設及び児童施設
 - ・手洗い、咳エチケットなどの予防対応を小中学校、幼稚園、保育所等に周知
- ⑤その他公共施設
 - ・多数の来場者がある施設（斎場、図書館、科学館、博物館等）の出入口にアルコール消毒液を設置

(7) 友好都市への支援

- ・漢中市へマスク3万枚送付（2月27日）

(8) 市備蓄マスクの供給について**【基本的な考え方】**

- ①国内発生期（県内未発生）においては、市内の医療従事者の感染及び医療機関での感染拡大並びに福祉施設における介護職員の感染及び福祉施設での感染拡大を防止するため、必要となる数量を供給する。
- ②県内発生期以降においては、市における行政機能を維持するとともに、公共機関及び公共交通機関等における感染及び感染拡大を防止するため、必要となる数量を供給する。

【市備蓄枚数】（当初）

約 700,000 枚（漢中市送付分を除く）

【市内企業、市民団体からの寄贈】

環境を考える女性の会 手作りマスク 510 枚（4月9日）
浅尾繊維工業㈱ ガーゼマスク 500 枚（4月13日）

【提供枚数】（4月20日現在）

福祉施設（障がい者施設、介護施設等） 270,100 枚
医療関係機関 106,000 枚
その他（市の窓口、給食センター調理員、生活バス、教育施設等） 約 39,600 枚

(9) 学校運営対応方針を市内小中学校に通知（2月28日）

- ・当面、通常どおりの学校運営を行う
- ・学校運営上の配慮事項、児童生徒及び保護者への指導等について

(10) 公共施設のキャンセルへの対応について

- ・新型コロナウイルス感染防止を理由として、イベント等の主催者が施設利用のキャンセルをした場合、使用料を求めないこととする。（2月28日～3月31日の使用期間）
- ・4月1日以降の使用期間に延長（ただし、4月10日までに申出があったものに限る。）

(11) 市主催のスポーツ・文化イベントの中止・延期・規模縮小の判断の目安について

- ・当面の対応として、5月10日までの間、下記を目安に個別に中止等の判断をする。

【本市及び周辺地域（※1）において感染が確認されていない場合】

「3つの密が同時に重なる場」など、感染拡大のリスクの高い活動は、中止、延期、規模縮小等を検討する。（※1周辺地域：松江市、雲南市、大田市、飯南町）

それ以外の参加者が特定されたイベント等について、感染拡大のリスクの低い活動は実施を検討する。ただし、実施にあたっては、急激な感染拡大への備えと、「3条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策を講じる。

【本市及び周辺地域（※1）において感染が確認された場合】

不要不急のものは、中止、延期を検討する

(12) 市発注工事等における当面の対応について（3月2日）**(13) 中小企業・小規模事業者への対応（3月9日）**

- ・市中小企業信用保証料補助金の対象に「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」を追加。融資対象者が負担した信用保証料（1年目、2年目分）の全額（上限30万円）を補助。

(14) 市税関連の対応（国の関係法案成立後）

①市税等の納税の猶予

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市税等を一時に納付することができない場合で、一定の要件を満たすときは、国税の取扱いに準じて、申請により1年以内の期間に限り、納税の猶予を行う。（法案成立後、すみやかに専決処分による条例改正を検討する。）

※市税等…市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料

②固定資産税及び都市計画税の軽減措置

中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

令和2年2月から10月までの連続する3ヶ月間における売上高が、前年同期間の売上高と比べ

30%以上 50%未満減少している場合	2分の1
50%以上減少している場合	ゼロ

③生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、特例措置の適用対象に一定の事業用家屋と構築物を加え、課税標準の減額を行う適用期限を2年延長する。

④イベント中止に伴う払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

観客等が入場料の払戻請求権を放棄した場合、住民の福祉の増進に寄与するものとして市が条例で定めるものは、個人住民税の寄附金控除対象とする。

⑤軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自家用の軽自動車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特別措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

⑥住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

新築住宅や中古住宅を取得した個人が、新型コロナウイルス感染症の影響で入居が遅れた場合などで、住宅ローン控除の適用要件の緩和措置が講じられた場合、現行制度と同様に所得税で控除しきれない額を住民税から控除する。

(15) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置

昨年度末からこれまでの間、各公共施設で必要とする消毒液・マスク・手袋等については、現行の予算内で対応してきた。

今後は、国の補正予算を踏まえ、緊急に対応すべきものから順次、補正予算の計上を検討する。

《検討する項目》

- ・特別定額給付金（仮称）（1人あたり10万円）
- ・子育て世帯臨時特別給付金（仮称）（児童手当受給対象児童 1人あたり1万円）
- ・幼稚園、小学校、中学校におけるマスク、消毒液等の購入費 など

なお、この他必要となる経費については、実施時期等を勘案し、適宜補正予算の計上、現行の予算内での対応を検討する。

(16) 出雲市特別定額給付金（仮称）本部の設置

補正予算成立後、速やかに給付金の支給ができるよう準備を進めるため、総合政策部内に、「出雲市特別定額給付金（仮称）本部」を設置した。（4月22日）

————— 《以下、県内感染、緊急事態宣言対象地域拡大を踏まえた対応》 —————

(17) 県内での感染者確認を踏まえた対応

①相談窓口の設置

相談内容	相談窓口	受付時間
新型コロナウイルスに関する健康一般相談	健康増進課	平日 8時30分～17時
町内会、自治会活動に関すること	自治振興課	〃
小学校、中学校に関すること	教育政策課	〃
保育所、幼稚園に関すること	保育幼稚園課	〃
スポーツ、文化活動に関すること	文化スポーツ課	〃
雇用に関すること	産業政策課	〃
中小企業への支援に関すること	商工振興課	〃

※4月9日以降相談件数：605件（4月20日現在） （4月8日以前 141件）

②市民、関係団体への情報提供、注意喚起（ホームページ、SNS、ケーブルテレビ文字放送、防災メール）

③市立小中学校及び放課後児童クラブの臨時休業（4月20日から5月6日まで）

④保育所、幼稚園の保護者に対して登園自粛要請

⑤公共施設のキャンセルへの対応期間の延長

新型コロナウイルス感染防止を理由として、イベント主催者が施設利用のキャンセルをした場合、使用料を求めない対応について、5月6日の使用日まで延長

⑥市の公共施設への感染予防策の再通知、消毒液の配布

⑦マスクの供給

医療機関、介護施設、各コミュニティセンター、公共施設、公共交通機関（バス、タクシー）

⑧庁舎窓口に、飛沫感染防止用ビニールカーテンの設置（4月15日から順次）

⑨職員に対し、感染予防（咳エチケット（マスク義務化を含む）・手洗いの徹底、毎日の検温、行動記録の記載）、出張の原則禁止、不要不急の外出自粛等を徹底

(18) 緊急事態宣言の対象地域拡大を踏まえた対応

①市立幼稚園の臨時休業（4月20日から5月6日まで）

②総合医療センターでの健診業務の休止（4月20日から当分の間）

③市民への情報提供、市長メッセージの発出（ホームページ、SNS、ケーブルテレビ文字放送、防災メール）

(19) 市の公共施設の臨時休館等

【4月22日現在、臨時休館等している施設】

全面休館：32施設（市民会館など）

一部休館：11施設（上塩冶スポーツセンターなど）

市の主な対応状況

利用制限：7施設（市立図書館、貸出等のみ可）

開放休止：学校施設（1学期間）

【今後、臨時休館等を予定している施設】

全面休館：9施設（出雲ゆうプラザなど）

一部休館：2施設（道の駅キララ多伎、道の駅湯の川）

開館日縮小：2施設（いずも子育て支援センター、ひらた子育て支援センター）

※施設名、休館期間等：別紙 **資料1** のとおり

5. 市内の状況

- (1) 公共交通機関の対応（JR、一畑電車、空港、路線バス、高速バス） ※4月17日現在
 ・事業者により、乗務員のマスク着用、事務所へのアルコール消毒液設置、車内除菌等の実施がされている。

【出雲縁結び空港の一部路線の減便】

JAL276（出雲－羽田） 4月9日～30日

JAL277/278（出雲－羽田） 4月1日～4日、6日～30日

JAL283/284（出雲－羽田） 4月6日～12日、20日～30日

JAL285/286（出雲－羽田） 4月13日～30日

JAL287（出雲－羽田） 4月8日～30日

JAL2341/2342（出雲－伊丹） 4月1日～30日

JAL2347/2346（出雲－伊丹） 4月1日～30日

JAL2357/2358（出雲－伊丹） 4月20日～30日

JAC3554（出雲－福岡） 4月13日～30日

JAC3551（出雲－福岡） 4月14日～30日

FDA816/817（出雲－神戸） 3月30日～4月28日

FDA181/188（出雲－静岡） 4月17日～25日、27日、28日

FDA702/703（出雲－仙台） 4月17日～25日、27日、28日

【空港連絡バスの一部運休及び減便】

航空路線の運航状況にあわせ運行 4月13日～28日

【高速バスの運休及び減便】

一畑バス（出雲東京線） 4月7日～5月12日

一畑バス（出雲大阪線） 4月8日～5月13日

中国JRバス（出雲・松江－東京線） 4月7日～当面の間

中国JRバス（出雲・松江－京都線） 4月8日～当面の間

中国JRバス（出雲－大阪線） 4月8日～当面の間

中国JRバス（出雲－神戸線） 4月8日～当面の間

中国JRバス（出雲－福岡線） 4月8日～当面の間

【JR、一畑電車、市内路線バス】

運休・減便なし

(2) 観光客、観光施設への影響

①観光入込（出雲観光協会への聴き取り）

- ・緊急事態宣言や県内発症以降、県施設の休館やイベント中止が相次ぎ、閑散としている。観光案内所への来所者も大幅に減少している。
- ・出雲大社周辺では、営業時間短縮や休業する店舗が急増している。〔50 店舗：4 月 20 日現在〕＊店舗情報等は、随時、観光協会ホームページで提供
- ・観光ガイドサービスについても、予約ガイド、定時ガイドともに5月末まで休止する。

②宿泊施設等（出雲観光協会や市内宿泊施設への聴き取り）

- ・政府の緊急事態宣言や島根県での発症を受け、4月の宿泊予約が大幅にキャンセルとなった。ゴールデンウィークの予約も低迷している。
- ・宿泊施設においても、一時休業する施設も出てきている。〔8施設：4月20日現在〕
- ・外国人誘客は、政府の入国規制により、外国人入国が大幅に制限されている。米子空港【上海便・香港便】の運休も再開の目途は立っておらず、境港クルーズ船も4月～11月に寄港予定されていた42回のうち、既に20回分のキャンセルが確定しており、外国人誘客は大幅に減少することが予想される。

③出雲市観光施設（道の駅の指定管理者等への聴き取り）

- ・道の駅については、入込客が県内発生以降は激減している。売上も4月に入ってから下がり始め、県内発生以降は、大幅な落ち込みとなっている。キャンプ場やコテージなどの宿泊施設もゴールデンウィークの予約も含めて、多数のキャンセルが出ている。

(3) 経済産業界への影響

①市内経済の全体概要

- ・事業者全体として、3月の売上は対前年比で4割程度減少している事業者が多く、4月の売上は対前年比で7割以上の減少を見込んでいる事業者もある。
- ・3月当初は、飲食、宿泊、製造、運送業への影響が大きかったが、4月に入ってから、衣料品小売、飲食料品卸売、印刷、冠婚葬祭など幅広い業種に影響が広がっている。
- ・資金繰りについては、現段階では自己資金で対応、または、既存融資の条件変更や借換等により対応している事業者が多い。ただし、こうした対応も6～7月頃までが限界との声が多い。
- ・飲食・小売業等において売上が減少する中、家賃等の固定費が負担となっており、行政には、補助金や給付金といった現金支給施策、家賃や各種料金の支払猶予や免除の働きかけを望む声が多い。

②市内業種別の主な影響（商工団体、市内約100社から聴き取り）

業 種	影 響
小 売	<p>・食品や生活必需品を取り扱う小売店は大きな影響を受けていないが、服飾を取り扱う小売店に前年対比で大きな影響が出ている。一部事業者では、ダイレクトメールの発送等により集客を図っているが、国の自粛要請を受け、市民の外出が減ったことから、集客が激減している。</p> <p>・マスク、消毒液は全体的に品薄、欠品の状況が続いている。</p> <p>・その他の衛生・紙製品も品薄で、販売個数を制限している事業者もある。</p>
製 造	<p>・海外からの資材が入りにくく、一部では、部品調達ができず、生産量を減らしている事業者もある。自動車メーカーの工場の稼働停止等により、関連の市内企業では、操業のペースが落ち込んでいる。</p> <p>・旅行者等の減少により、土産物が売れない状況もあり、菓子製造業者が休業しているケースもある。</p>
建 設	<p>・住宅関連では、中国で生産のトイレ・食器洗浄機等が以前より入りやすくなったものの、依然として工事が滞っている事業者もある。</p>
卸 売	<p>・売上が大幅に減少している飲食業や観光関連の店への納入が減ったことにより大きな影響を受けている事業者がある。また、建設資材・電気機械製品の確保が困難で納期遅延により大幅な売上減になっている事業者もある。</p>
運 送	<p>・貸切バスの予約が入らない状況が続き、タクシーの利用減少も続いている。</p>
サービ ス	<p>〔飲食〕最も大きな影響を受けている業界。3月の売上は前年対比で4割、4月の売上については約7～8割減少を見込んでいる。特にスナック、バー、居酒屋等の事業者は大きな影響を受けており、4月10日頃からGW前またはGW明けまで休業する事業者も多い。</p> <p>〔ブライダル関連〕結婚披露宴の延期に伴うキャンセル多発により、式場・貸衣装等で大幅な売上減となっている。</p>
その他	<p>〔広告印刷〕各種イベントの中止や飲食店の売上減少に伴う影響により売上が大幅に減少している事業者がある。</p>

（4）大学、高等学校、専門学校等の対応

- ・島根大学出雲キャンパスは、4月以降医学科の全学年と、看護学科の1年生は、臨時休業（学年により登校日あり）している。看護学科は、2年～4年生は通常授業を実施していたが、県内発生により13日以降休業となった。5月11日から、全学科オンライン授業を開始する。また、学生・職員には健康管理票の記載を義務付けている。
- ・島根県立大学出雲キャンパスでは、4月以降臨時休業としている。授業についてはパソコンを使用した遠隔授業や課題提出などで対応する。5月11日以降は通常授業を再開する予定だが、今後の状況を見て判断する。

- ・出雲北陵高校と中学校は、4月16日～5月6日まで臨時休業する。学生や保護者が集まる行事については、中止や見直しを行っている。
- ・出雲西高校は、3月2日から終業式まで臨時休業していたが、新学期（4月8日）から再開していた。4月13日は悪天候で臨時休業し、県内発生を受け、14日及び15日を休業。16日、17日は出校としたが、18日から5月6日までの休業を決定した。
- ・トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校が3月3日から休業、卒業式と入学式を中止した。4月以降は再開していたが、県内発生を受け、4月15日～5月6日までの休業を決定した。
- ・コアカレッジ出雲は4月16日～5月6日まで休業する。卒業式と入学式は規模を縮小して実施した。職員体制もシフト制とし自宅待機をさせるほか、県外出張は原則禁止している。
- ・出雲医療看護専門学校は4月16日～5月6日まで休業する。卒業式と入学式は、規模を縮小して実施。行事については中止や延期を決定しており、病院等で行う学生実習は中止とした。

※参考：主な経済対策について

(1) 企業活動への支援策

①資金繰り（現在実施分 主なもの）

施策名	概要	申込先等	備考
日本政策金融公庫（新型コロナウイルス感染症特別貸付）	●対象：対前年比 5%以上売上減の事業者 ●融資限度額：個人等 6000 万円、中小企業 3 億円	日本政策金融公庫、市内商工団体	市内企業融資申込件数 約 350 件
島根県中小企業制度融資（令和 2 年新型コロナウイルス感染症対策資金）	●対象：対前年比 20%以上売上減の事業者 ●融資限度額：8000 万円	金融機関、市内商工団体	市内企業融資件数 33 件
出雲市中小企業信用保証料補助金（上記融資分）	●補助対象経費：融資実行の 1 年目、2 年目の信用保証料の全額 ●補助金額：30 万円が上限	市商工振興課、市内商工団体	補助実績 1 件

②資金繰り（今後実施予定分。令和 2 年度補正予算成立が前提）

施策名	概要	問合せ先
日本政策金融公庫（新型コロナウイルス感染症特別貸付）特別利子補給	●対象：該当融資借入者のうち、規定の売上減となった事業者 ●利子補給対象：融資限度額 3000 万円（個人）、1 億円（中小企業）	中小企業金融・給付金相談窓口
県中小企業制度融資への保証料・利子減免	●対象：該当融資借入者のうち、規定の売上減となった事業者 ●減免対象：融資限度額 3000 万円	

③企業への給付金（現在実施分）

施策名	概要	問合せ先	備考
雇用調整助成金【特例措置】 ※生産指標要件の緩和、助成率の拡充など（4 月 1 日～6 月 30 日）	●対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされたものの、労働者に対して一時的に休業等を行って雇用の維持を図った事業主。 ●助成内容：労働者に対する休業手当等の助成。 ●助成率 4/5（中小企業）、2/3（大企業）、解雇を行わない場合は 9/10（中小企業）、3/4（大企業）	島根労働局	市内相談件数 150 件
小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（4 月 1 日～6 月 30 日）	●対象：感染拡大に伴い、子どもが学校等を休むことで休まざるを得ない労働者に対し、労働基準法の年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた事業主。 ●助成額：1 日あたり 1 人 8,330 円を上限。委託を受けて個人で仕事をする人 1 日あたり 4,100 円（定額）	島根労働局	

④企業への給付金（国により検討中の支援策。令和2年度補正予算成立が前提）

施策名	概要	問合せ先
持続化給付金 （仮称）	<ul style="list-style-type: none"> ●対象：対前年比50%以上売上減の事業主（資本金10億円未満）。 ●給付額：法人200万円、個人事業者100万円（ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限） ●申請方法：Web上での申請 ●申請・給付時期：補正予算成立後、1週間程度で申請受付を開始。申請後2週間程度で給付を想定 	中小企業 金融・給付 金相談窓口

（2）個人への支援策（給付金）（国により検討中の支援策。令和2年度補正予算成立が前提）

施策名	概要
特別定額給付金（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> ●対象：全国民 ●給付額：10万円（未定）
子育て世帯臨時特別給付金（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> ●対象：児童手当を受給する世帯 ●給付額：対象児童（新生児～中学生）1人あたり1万円を支給

休館等を行う施設一覧(4月22日現在)

分類	施設名	対応	期間	問合せ先	電話番号 (市外局番 0853)	備考
市民会館・市民ホール	出雲市民会館	休館	4月20日～5月6日	公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団	24-1212	
	ビッグハート出雲	休館	4月20日～5月6日	公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団	20-2888	
	大社文化プレイスうらら館	休館	4月20日～5月6日	公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団	53-6500	
	平田文化館	休館	4月20日～5月6日	公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団	63-5030	
	スサノオホール	休館	4月20日～5月6日	特定非営利活動法人 スサノオの風	84-0833	
	斐川文化会館	休館	4月20日～5月6日	斐川文化協会	73-9180	
	アクティーひかわ(ホール)	休館	4月20日～5月6日	特定非営利活動法人 斐川体育協会	72-7411	
図書館	出雲中央図書館	貸出等のみ可	4月20日～5月6日	出雲中央図書館	21-0409 21-0487	電話、Web、メール、FAXで事前に受けた予約資料の貸出しと返却等ができます。(館内での図書等の閲覧はできません) ※電話予約の受付は、出雲中央図書館のみ(10:00～17:00/休館日(木)は受付できません) ※詳しくは図書館ホームページ
	平田図書館・学習館	貸出等のみ可	4月20日～5月6日	平田図書館	63-4010	
	佐田図書館	貸出等のみ可	4月20日～5月6日	佐田図書館	84-9050	
	海辺の多伎図書館	貸出等のみ可	4月20日～5月6日	海辺の多伎図書館	86-7077	
	湖陵図書館	貸出等のみ可	4月20日～5月6日	湖陵図書館	43-3309	
	大社図書館	貸出等のみ可	4月20日～5月6日	大社図書館	53-6510	
	ひかわ図書館	貸出等のみ可	4月20日～5月6日	ひかわ図書館	73-3990	
博物館・郷土資料館等	出雲弥生の森博物館	休館	4月20日～5月6日	出雲弥生の森博物館	25-1841	
	荒神谷博物館	休館	4月20日～5月6日	荒神谷博物館	72-9044	
	横見埋没林公園展示棟	休館	4月20日～5月6日	文化財課	21-6893	
	出雲文化伝承館	休館	4月20日～5月6日	公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団	21-2460	
	平田本陣記念館	休館	4月20日～5月6日	公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団	62-5090	
	原鹿の旧豪農屋敷(指定文化財)	休館	4月20日～5月6日	特定非営利活動法人 斐川環境AMYネット21	72-9747	
体育館・その他スポーツ施設	サン・アビリティーズいずも	休館	4月20日～5月6日	特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興21	24-2040	
	出雲西部体育館	休館	4月20日～5月6日	特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興21・出雲市長浜地区自治協会共同事業体	28-0215	
	上塩冶スポーツセンター	一部休館	4月20日～5月6日	上塩冶スポーツセンター管理委員会	24-7744	体育館のみ休館(運動広場は利用可)
	湖陵体育センター	休館	4月20日～5月6日	特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興21	43-3434	
	平田体育館	休館	4月20日～5月6日	特定非営利活動法人 ひらたスポーツ・文化振興機構	62-1011	
	佐田スポーツセンター	一部休館	4月20日～5月6日	特定非営利活動法人 スサノオの風	84-0835	体育館のみ休館(運動広場は利用可)
	古志スポーツセンター	一部休館	4月20日～5月6日	古志スポーツセンター管理委員会	20-0977	体育館のみ休館(運動広場は利用可)
	大社健康スポーツ公園	一部休館	4月20日～5月6日	大社健康スポーツ公園杵築体育協会管理委員会	53-6011	体育館のみ休館(運動場、テニスコートは利用可)
	多伎労働者体育センター	休館	4月20日～5月6日	スポーツクラブ多伎	080-8238-4068	土日祝の連絡先 多伎行政センター(86-3111)
	多伎体育館	休館	4月20日～5月6日	スポーツクラブ多伎	080-8238-4068	土日祝の連絡先 多伎行政センター(86-3111)
	多伎健康増進センター	休館	4月20日～5月6日	多伎文化伝習館運営委員会	86-2611	
	斐川第1体育館	休館	4月20日～5月6日	特定非営利活動法人 斐川体育協会	72-8809	
	斐川第2体育館	休館	4月20日～5月6日	特定非営利活動法人 斐川体育協会	72-8809	
アクティーひかわ体育館	休館	4月20日～5月6日	特定非営利活動法人 斐川体育協会	72-7411		

分類	施設名	対応	期間	問合せ先	電話番号 (市外局番 0853)	備考
スポーツ施設 その他	出雲健康公園	一部休館	4月20日 ~ 5月6日	特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興21	25-1006	出雲ドーム、健康センター、クラブハウスのみ休館
	平田スポーツ公園	一部休館	4月20日 ~ 5月6日	特定非営利活動法人 ひらたスポーツ・文化振興機構	62-1011	セントラルハウスのみ休館
	宍道湖公園湖遊館	一部休館	4月20日 ~ 5月6日	特定非営利活動法人 ひらたスポーツ・文化振興機構	62-5600	湖遊館のみ休館(多目的グラウンドは利用可)
温浴保養施設	出雲ゆうプラザ	休館	4月23日 ~ 5月7日	シンコースポーツ・北陽ビル管理グループ	30-0707	
	タラソテラピー(海洋療法)施設	休館	4月23日 ~ 5月6日	株式会社 多伎振興	86-7111	レストラン、宿泊施設を含む
	出雲平成温泉	休館	4月25日 ~ 5月6日	特定非営利活動法人 川と湖いきいき神西	23-6386	
	ひかわ美人の湯	休館	4月23日 ~ 5月6日	株式会社 MILまね	72-5526	
観光・レクリエーション施設	目田森林公園	休館	4月23日 ~ 5月6日	株式会社 すばる企画	84-0805	
	見晴らしの丘公園	休館	4月23日 ~ 5月6日	株式会社 多伎振興	86-9088	
	うさぎ森林公園	休館	4月23日 ~ 5月6日	うさぎ森林公園管理組合	53-6060	
	立久恵峡わかあゆの里	休館	4月23日 ~ 5月6日	乙立いやしの里	45-0102	
	すさのおの郷	休館	4月23日 ~ 5月6日	スサノオドリーム 株式会社	84-0800	
	道の駅キララ多伎	一部休館	4月23日 ~ 5月6日	株式会社 多伎振興	86-9080	情報コーナー、トイレは利用可
	道の駅湯の川	一部休館	4月23日 ~ 5月6日	株式会社 特産ひかわ	73-9327	情報コーナー、トイレ、温泉スタンドは利用可
その他	出雲科学館	休館	4月14日 ~ 5月31日	出雲科学館	25-1500	
	鳶巣コミュニティセンター	一部休館	4月20日 ~ 5月6日	自治振興課	21-6951	体育館のみ休館
	佐香コミュニティセンター	一部休館	4月20日 ~ 5月6日	自治振興課	21-6951	体育館のみ休館
	鶺鴒コミュニティセンター	一部休館	4月20日 ~ 5月6日	自治振興課	21-6951	体育館のみ休館
	多伎文化伝習館	休館	4月20日 ~ 5月6日	多伎文化伝習館運営委員会	86-2611	
	佐田文化練習館	休館	4月20日 ~ 5月6日	特定非営利活動法人 スサノオの風	84-0835	
	風の子楽習館	休館	4月20日 ~ 5月6日	NPO法人風の子たき	86-3644	
	湊原体験学習センター	休館	4月20日 ~ 5月6日	浜遊の森の自然を守る会	53-5080	
	出雲スカウトセンター	休館	4月20日 ~ 5月6日	市民活動支援課	21-6297	
	さんびーの出雲	休館	4月20日 ~ 5月6日	さんびーの出雲管理委員会	24-9828	
	ひらた健康福祉センター健康教育部門	休館	4月10日 ~ 当分の間	健康増進課	21-6829	市立総合医療センター内施設
	いずも子育て支援センター	開館日縮小	4月23日 ~ 5月6日	いずも子育て支援センター子ども政策課	21-5772 21-6963	土、日、祝日休館
	ひらた子育て支援センター	開館日縮小	4月23日 ~ 5月6日	ひらた子育て支援センター子ども政策課	63-3990 21-6963	土、日、祝日休館
	駅ナカ赤ちゃんルーム	一部休館	4月20日 ~ 5月6日	駅ナカ赤ちゃんルーム子ども政策課	21-1496 21-6963	電話相談のみ対応
伊野児童館	休館	4月20日 ~ 5月6日	伊野コミュニティセンター	69-1526		